

平成18年第2回

三重地方税管理回収機構議会臨時会

会 議 録

1 期 日 平成18年5月11日 午後1時30分開会  
平成18年5月11日 午後2時00分閉会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 特別会議室

3 出席議員

議員	今岡	睦之
議員	川岸	光男
議員	伊藤	允久
議員	木戸口	眞澄
議員	北裏	公教
議員	柏木	廣文

4 欠席議員

議員	水谷	元
議員	大野	幸茂

5 議会定例会出席議事説明者

執行部側

管理者	服部	忠行 (次期管理者)
事務局長	前  篤	卓  弥 (管理者職務代理者)
事務局総務課長	福  永	賢  治
事務局徴収課長	和  田	嘉  則

議会事務局側

書記長徴収課主査	島  谷	道  久
書記徴収課主事	前  川	尚  貴

## 平成18年第2回三重地方税管理回収機構議会

### 臨時会議事録

事務局長（前嶋卓弥君）

「ただ今から機構議会臨時会を開催いたしたいと思います。  
私管理者職務代理者の前嶋と申しますけれども、開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。  
本日は、機構議会臨時会にご出席をいただき有り難うございます。  
平成16年4月の機構設立から2年間が経過し、本機構三役と機構議員の皆様任期を終え、本年度より新しい機構三役と機構議員の皆様により、3年目を迎えることになりました。  
本機構は、市町から困難事案を引受けて1年間で滞納処分を行い、市町の最終処理機関として活動を行っております。  
機構の活動方針は、年間目標数値を掲げましてこの2年間で16億円余の徴収実績と2,500件余の差押を実践し、市町から信頼される組織として活動しております。  
今後も県内全市町のために、更に滞納処分を強化し実績を積み上げたいと考えておりますので、本機構議員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。」

事務局長（前嶋卓弥君）

「それでは早速ですけれども、会議に入らせていただきます。  
本日は、議員改選後初めての会議でございます。  
従いまして、議長が選出されます間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中から年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなりますので、ご指名をしたいと存じます。  
市長会の中で、今岡議員が年長の議員でありますので臨時議長をよろしくお願い申し上げます。」

臨時議長（今岡睦之議員）

「ご指名ですので、暫時議長役を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。  
ただいまご出席いただいている議員さんは合計6名でございます。  
したがって定足数に達しておりますので会議は成立いたします。」

したがって、ただいまから平成18年第2回三重地方税管理回収機構議会臨時会を開会をいたしまして、直ちに本日の会議を開きたいと存じます。」

臨時議長（今岡睦之議員）

「これより、議事日程に入ります。日程第1が議長および副議長の選出の件でございます。議長および副議長の選出についてを議題といたします。

お諮り致します。

議長及び副議長選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

臨時議長（今岡睦之議員）

「では執行部側で選考の意見を行ってください。」

事務局長（前嶋卓弥君）

「議長、副議長の選出につきましては、三重県市長会事務局と三重県町村会事務局にご相談申し上げました。機構設立時の管理者は市長会から選出していただき、機構議会議長は町村会から副議長は市長会の中から選出していただいております。

ご相談の結果、機構議長候補には市長会会長の今岡伊賀市長を副議長には町村会の野度会町長の推薦をしていただきましたので報告いたします。」

臨時議長（今岡睦之議員）

「ただ今前嶋事務局長の方から今回の臨時会での正副議長の選出について事務局等々から調整をしていただいた件についてご報告をしていただいたわけですが、選出の方法につきましては私臨時議長におきまして、正副議長一括指名をさせてもらうという方法でよろしゅうございますか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

臨時議長（今岡睦之議員）

「ご異議ないようでございますので、私の方から一括して指名をさせていただきます。

三重地方税管理回収機構議会議長に、私、今岡議員、副議長に大野議員さんを指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました今岡を議長の当選人に、さらに大野議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

臨時議長（今岡睦之議員）

「ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、今岡議員を議長に、大野議員が副議長に当選をいたしましたので、本席から告知いたします。

これによりまして、臨時議長の職を終わります。新議長と交代いたしたいと思います。」

議長（今岡睦之議員）

「私もこの会議初めてでございますして不慣れではありますが、市長会のほうから議長ということでご決定をいただきましたものがございますから、務めさせていただきたいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。

日程に先立ちまして、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者の報告でございますが、議案書の報告のとおりとなっております。」

議長（今岡睦之議員）

「出席をいただくべき方々のリストが議案書にございますのでご覧いただきたいと思います。

それでは書記の任命をしたいと思います。

本臨時会の書記といたしまして、島谷道久徴収課主査、前川尚貴徴収課主事を任命いたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。」

議長（今岡睦之議員）

「次に、議事日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第60条の規定によりまして、川岸議員さんと北裏議員さんを指名いたしますのでよろしくお願い申し上げます。  
つづきまして、議事日程第3、会期の件を議題といたします。  
お諮り致します。  
本臨時会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。  
次に、議事日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求める件について議題といたします。  
執行部の方から議案が提出されましたので、報告させます。  
書記長、説明をお願いします。」

書記長（島谷道久君）

「はい、わかりました。  
報告第1号専決処分の承認について、説明させていただきます。  
三重地方税管理回収機構の移管事案にかかる滞納処分について、第三債務者に対して支払督促の申立てを行ったところ、第三債務者より異議申立てがあり民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ通常訴訟へ移行されるため、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたので報告をして承認を求める。  
平成18年5月11日  
三重地方税管理回収機構管理者職務代理者 前嶋卓弥  
事件 平成18年（ワ）第24号取立金請求事件  
訴訟手続き等委任事項 機構顧問楠井弁護士に対して訴訟委任状を提出。  
経過報告 係争中でありませす。  
以上です。」

議長（今岡睦之議員）

「提出議案につき、執行部側から説明を求めます。  
前畠事務局長。」

事務局長（前畠卓弥君）

「報告第1号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。機構への移管事案にかかる滞納処分について、第三債務者に対して支払督促の申立てを平成18年3月6日に行ないましたところ、第三債務者より異議申立てが平成18年3月28日になされ、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行することから、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定(議会を招集する暇がないと認めるとき)により、専決処分としたものです。

なお、本訴訟の経過報告ですが、現在係争中でございます。  
よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員）

「ただ今の報告に対しご質疑ございませんか。  
ないようでありますので、ただ今の報告第1号の専決処分の承認につきましては、討論を省略いたしまして、直ちに採決いたしたいと存じます。本件は、執行部原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、報告第1号は承認をいたします。

つづきまして、議事日程第5、議案第1号について、議題といたします。

執行部側から議案が提出されておりますので、報告させます。  
島谷書記長。」

書記長（島谷道久君）

「はい。報告いたします。

議案第 1 号 三重地方税管理回収機構管理者の選任について報告いたします。

三重地方税管理回収機構の管理者に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第 9 条第 1 項の規定によって、議会の選任を求める。

氏名 服部忠行（菰野町長）

以上です。」

議長（今岡睦之議員）

「提出議案につき、執行部側から説明を求めます。

前畠事務局長。」

事務局長（前畠卓弥君）

「議案第 1 号三重地方税管理回収機構管理者の選任について、ご説明申し上げます。

本機構管理者の選任につきましては、機構設立時に三重県市長会事務局と三重県町村会事務局にご相談を申し上げ、平成 16 年度機構管理者は市長会会長を選出していただき、次期管理者は町村会会長を選出していただき、管理者 2 年間の任期を、市長会、町村会の会長が交互に選出されることを決めております。去る、平成 18 年 3 月 3 日付で三重県町村会事務局より町村会会長服部忠行氏（菰野町長）の管理者への推薦があり、本機構規約第 9 条第 1 項に基づき管理者の選任について上程をいたしました。

よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員）

「お諮りいたしたいと存じますが、先ほども若干説明ございましたが本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会規則第 45 条の規定により、提出者の説明、質疑及び討論を省略いたしまして、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「ご異議がないようでございますので、お諮りいたします。  
本機構の管理者につきましては、執行部から提案がありましたと  
おり服部忠行菰野町長さんとすることでご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「ありがとうございます。ご異議なしと認めます。  
よって、本機構管理者を服部忠行菰野町長さんと決定いたします。  
この際、本日もご出席をいただいておりますので、新管理者服部忠  
行さんからご挨拶をいただきたいと思います。」

管理者（服部忠行議員）

「はい。菰野町長の服部忠行でございますが、ただいま県の町村  
長会長をおおせつかっております。その故をもって今回町村側で  
ということで私をご指名いただいたものと、そしてまた議員の皆様  
様の満場一致でご承認を賜りましたこと、誠に光栄に存ずる次  
第でございます。なにしろこの地方税管理回収機構すでに三年目  
に入っておるわけでございますが、さきほどのご説明のとおり大  
変な成績をあげていただいておりますのでございまして、この伝統  
を守りながら今後も機構一同頑張っていかなければならんと、  
このように思っておりますのでございます。

先般も官庁速報にも発表されておりましたけれども、すごい成績  
をあげていただいておりますということでございまして、平成16年  
度の実績といたしまして、目標額の1.5倍近い9億9,800  
万円の回収をやっていただいておりますということでございます。ま  
た差押えにつきましても前年度の896件から1626件という  
形で大変な成績でございます。また不動産公売も7件から24件  
と大幅に増えて定着をしてきたというふうに書かれておるところ  
でございます。この伝統を受け継いで職員等が一体となってこれ  
からも頑張っていかなければならんとこのように思っております  
のでございます。今、県と市並びに町から派遣された14名の職員  
と専門知識者3名の顧問で構成をされた組織であります。派遣  
職員は非常に厳しい業務に従事し、幾多の難問に直面しながらこ

の滞納整理を行ってもらっておるところであります。この素晴らしい実績を今後も維持していくべく頑張ったいと思います。議員の皆様方にはこの構成団体の皆様、あるいは関係者の皆様方のご指導、ご支援をいただき今後がんばったいと思いますので何卒よろしくお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。」

議長（今岡睦之議員）

「はい。どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いをいたしたいと存じます。

つづきまして、同じく議事日程第5、議案第2号の当機構の収入役の選任についてを議題といたします。

執行部側から議案が提出されておりますので、報告および説明を求めます。」

書記長（島谷道久君）

「はい。議案第2号三重地方税管理回収機構収入役の選任について報告いたします。

三重地方税管理回収機構の収入役に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第9条第2項の規定によって、議会の同意を求めます。

氏名 山村耐（菰野町収入役）

以上です。」

事務局長（前嶋卓弥君）

「議案第2号の収入役の選任につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

収入役は、管理者と緊密な連携を取る必要がありますことから、山村耐氏、菰野町の収入役でございますけれども、本機構規約第9条第2項に基づき、収入役の選任の同意について上程をいたしました。

よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員）

「はい。事務局長の説明のとおりでございます。お諮りを致し

たいと存じます。

本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会規則第 45 条の規定により、提出者の説明、質疑及び討論を省略をいたしまして、直ちに採決をいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「ご異議ないようでございますので、採決をいたしたいと存じます。議案第 2 号について執行部原案のとおり同意することでご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「ありがとうございます。ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
つづきまして、同じく議事日程第 5 の議案第 3 号の機構の監査委員の選任についてを議題といたします。  
執行部側の方から議案が提出されましたので、報告させます。」

書記長（島谷道久君）

「はい。それでは議案第 3 号三重地方税管理回収機構監査委員の選任について報告致します。

三重地方税管理回収機構の監査委員に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第 11 条第 2 項の規定によって、議会の同意を求める。

氏名 木戸口眞澄（明和町長）

以上です。」

議長（今岡睦之議員）

「はい。事務局長の方から説明があるようでございますので、説明をお願いします。」

事務局長（前嶋卓弥君）

「議案第3号三重地方税管理回収機構監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

三重地方税管理回収機構の監査委員といたしまして、木戸口眞澄議員を本機構規約第11条第2項に基づき、監査委員の選任の同意について上程をいたしました。

よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員）

「お諮り致します。

本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定により、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「ご異議なしということでございますので、議案第3号について採決いたします。

本案は、執行部原案のとおり同意することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員）

「はい。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。」

議長（今岡睦之議員）

「以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

平成18年第2回三重地方税管理回収機構議会臨時会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。」